

カナダ現地調査報告

出張期間：平成 26 年 4 月 6 日（日）～11 日（金）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：Alberta 州 2 施設

1 調査の目的

カナダにおける牛肉の対日輸出認定施設について、平成 25 年 2 月に新たに定めた対日輸出プログラムの遵守状況を確認するため、現地調査を行った。

なお、調査を行った時点で、カナダ産牛肉の混載事例（3 月 24 日に公表。対日輸出条件を満たしていない冷凍食肉 1 箱の混載）があった施設からの輸入を停止しており、同施設が改善を行ったとの報告があったことから、併せて、同施設においては、改善状況の確認も行った（別紙資料を参照）。

2 調査結果

1) 生体受入

肉用牛（一般的に 30 か月齢未満でと畜される牛）と乳用牛及び繁殖牛（一般的に 30 か月齢以上でと畜される牛）を区別し搬入していた。

2) 生体検査

食品検査局（CFIA）の検査官による生体検査が一頭毎に実施されており、歩行困難牛については待機ペンに隔離され、食用のと殺がなされないように管理されるとの説明を受けた。

3) BSE 検査

神経症状を示す牛等について BSE 検査が実施されていた。

4) 月齢確認（耳標又は歯列による確認）

月齢確認は HACCP プランにおいて重要管理点（CCP）とされており、カナダ牛個体識別管理局（CCIA）のデータベース又は歯列により 30 か月齢未満の確認が適切に行われていた。

5) SRM の除去

扁桃（口蓋扁桃及び舌扁桃）及び回腸遠位部の適切な除去が行われていた。専用器具の使用又は一頭ごとの器具の洗浄により、交差汚染の防止が図られていた。

6) 分別管理

ア 肉用牛のと畜処理及び部分肉処理を行った後に、乳用牛や繁殖牛の処理を行うとの説明を受けた。

イ と畜・解体・枝肉保管においては、30 か月齢以上についてスタンプ、タ

グ又はリボンなどにより目視確認できる方法により実施されていた。

ウ 30 か月齢以上の内臓については、着色により識別され、廃棄されていた。

エ 枝肉については、タグ、スタンプ及び脊柱への着色に加えて、専用のレーンに保管する等により、30 か月齢以上を分別管理していた。

オ 30 か月齢以上の部分肉処理については、他の製品と混在しないようにシフトの最後に間隔（ギャップ）をあけて実施されるとの説明を受けた。

カ 箱詰め工程以降は、表示（ラベル）中の製品コードや識別マーク（30 か月齢以上の製品ラベルには△中に3のマーク）により確認が可能であった。

7) 製品保管・出荷

冷蔵庫内において、30 か月齢以上の製品と適切に区別されていた。

8) 書類及び記録の確認

対日輸出プログラム遵守のために必要なマニュアルの整備状況や、製造工程のモニタリング記録等を検証したところ、適切であった。

9) 政府による監督体制

ア 各施設における HACCP 等による衛生管理について、CFIA による監視指導がなされており、これに基づき施設の改善がなされていることを確認した。

イ 対日輸出適格品について、CFIA の規定に基づいた確認の後、適切に衛生証明書が発行されていることを確認した。

3 総括

対日輸出プログラムの実施状況については、混載事例に対する改善措置等の対応を含め、特段問題は認められず、引き続き、対日輸出プログラムの遵守徹底を求めた。

報道関係者 各位

平成 26 年 5 月 14 日
医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
室 長 三木 朗
室長補佐 今川 正紀
(電話代表) 03(5253)1111
(内線 2474)
(電話直通) 03(3595)2337

カナダ産牛肉の輸入停止措置の解除について

本年 3 月 24 日に公表したカナダ産牛肉の混載事例[※]について、カナダ政府から調査報告書が提出されました。

本調査報告書について内容を精査したところ、再発防止に必要な改善措置がとられたことを確認できましたので、本日付けで本件に係るカナダ側の出荷施設からの輸入停止措置を解除することとしました。

※ 3 月 24 日公表のカナダ産牛肉の混載事例の概要

- ・農林水産省動物検疫所において検査を行ったカナダ産牛肉について、30 か月齢超の牛由来であることが疑われる牛肉(冷凍横隔膜 1 箱約 12 kg)が混載されていると、同省より厚生労働省に連絡があった。
- ・厚生労働省は、カナダ政府からの当該案件に関する報告及び同省検疫所による現場検査の結果、冷凍横隔膜 1 箱約 12 kg について、対日輸出条件不適合と判断し、当該出荷施設からの輸入手続きを停止し、カナダ政府に対し詳細な調査を要請した。

1. 経緯

本年 3 月 24 日に確認されたカナダ産牛肉の混載事例について、5 月 8 日、カナダ政府から別添(仮訳、英文)の原因及び改善措置に関する調査報告書が提出されました。

本調査報告書について内容を精査したところ、再発防止に必要な改善措置がとられたことを確認できましたので、本日(5 月 14 日)、JBS 社からの輸入停止措置を解除することとしました。

(参考) 事案の概要

公表日 : 平成 26 年 3 月 24 日

出荷施設 : JBS FOOD CANADA INC. (施設番号 : 38)

輸入品 : 冷凍横隔膜 (SRM ではない) 1494 箱 (約 24 トン)

概要 : 対日輸出条件を満たしていない (30 か月齢超の牛由来の製品) 冷凍横隔膜 1 箱 (約 12kg) が混載

2. 調査報告書概要

(1) 原因

(ア) 対日輸出ができない製品 (30 か月齢超の牛由来の製品) に対し、対日輸出可能な製品としてのラベルが貼付された。

(イ) ラベル貼付方法について、当該施設の作業手順書に詳細な記載がなかった。

(2) 改善措置

(ア) 当該施設は、適切なラベルを作成し、製品に貼付できるように作業手順書を改正し、従業員に指示した。

(イ) カナダ食品検査庁 (CFIA) は改正内容について承認し、また、当該施設において、承認した内容に従い、適切にラベル貼付がなされ、日本の輸入条件に適合していることを確認した。

2014年5月6日(仮訳)

EST38,JBS社における骨なし牛肉／ハンギングテンダーの輸出に関する調査の概要

1. 貨物概要

- a. 衛生証明書番号：239680
- b. 施設名、施設番号及び住所
JBS Food Canada Inc.
Hwy 1 West, Brooks, AB, T1R1C6
施設番号：38
- c. 輸出者名及び住所：同上
- d. 製品：冷凍骨なし牛ハンギングテンダー／横隔膜
1494箱、24,049.17 kg

2. 輸入条件との不適合

上記貨物(1494箱)に、30か月齢超の牛由来の製品が1箱含まれていた。

3. 不適合が発生した場所

製品の計量場所

4. 行政機関による調査結果

製品が対日輸出可能であるか不可能であることを示すラベルの作成手順が不適切なものであったことをカナダ食品検査庁(CFIA)が確認した。

5. 不適合の原因

計量作業員が誤って、対日輸出ができない製品(30か月齢超の牛由来の製品)に対し、対日輸出可能な製品としてのラベルを作成し、これが製品に貼付された。なお、JBS社においてラベル貼付に係る作業手順書は存在していたが、ラベルの作成にあたり、詳細な手順が明記されていなかった。

6. 改善措置及び再発防止措置内容

JBS社は正しいラベルの作成にあたり、正確で詳細な手順を明記するため、作業手順書を改正した。モニタリング記録についても、正しいラベル貼付手順が遵守されていることを品質管理担当者が確認するよう改正した。改正された手順に関して、計量作業員に対し、再トレーニングを実施した。

7. 行政機関による改善措置に関する確認結果

CFIA は JBS 社の改正した改善措置を評価し、承認した。また、現場において、効果的な方法であることを検証した。

8. 結論

CFIA と JBS 社による調査により、対日輸出貨物として誤ったラベル貼付が行われた本件は JBS 社固有の事案と確認された。CFIA は JBS 社による改善措置が日本に輸入条件を満たさない製品が輸出されることを防止する効果的な措置であることを検証した。CFIA は JBS 社からの対日輸出製品の輸出証明書発行を再開する準備を完了した。

May 6, 2014

Summary of the investigation into export of boneless beef / hanging tenders by JBS Food Canada Inc., EST 38

1. Details of the shipment concerned

- a. Inspection Certificate #: 239680
- b. Name, number and address of the establishment
 - i. JBS Food Canada Inc.
 - ii. Hwy 1 West,
 - iii. Brooks, AB, T1R1C6
 - iv. Establishment NO.: 38
- c. Name & Address of the exporter: Same as establishment
- d. Product: 1494 cartons of frozen Boneless Beef Hanging Tender / Diaphragm, 24,049.17kgs

2. Contents of non-conformity

The shipment contained a single carton of product derived from cattle over 30 months of age.

3. Exact location within the establishment where the non-conformity occurred

At the product weight scale station.

4. Result of investigation carried out by the administrative agency

CFIA investigation confirmed that an incorrect procedure was used to generate the label to identify whether the carton contained product eligible to export to Japan or not.

5. Cause of the non-conformity

The weight scale operator generated and attached a label, which identified a carton as containing product eligible for export to Japan, when the carton actually contained product not eligible to export to Japan (product was derived from cattle over 30 months of age).

Although the company had a labeling protocol, precise detailed procedures for generating labels were not specified.

6. Corrective and preventative actions

The company has revised the protocol to specify precise detailed procedures for generating correct labels. Monitoring records were also revised to ensure Quality Assurance verifies compliance to all proper labeling procedures. Re-training of weight scale operators on the revised procedures has been completed.

7. Result of confirmation by the administrative agency

CFIA has reviewed and approved the corrective action plan implemented by Establishment 38 and has verified, on site, the measures to be effective.

8. Conclusion

The investigation by CFIA and the establishment operator has confirmed that this was an isolated event which resulted in a single carton of product being mislabeled as eligible to export to Japan. The CFIA has verified that the corrective actions implemented by the establishment operator are effective as a further safeguard against export of ineligible product to Japan. The CFIA can resume the issuance of export certificates for beef products from JBS Food Canada Inc. (Establishment 38) destined for Japan.